

長野市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成26年3月28日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	轟光昌
同	小林義直
同	小林治晴

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成23年度 財政援助団体等監査（23監査第 113号）分

指摘事項	当初措置 (24年度)	平成25年度の措置状況	担当課	
<p>4 長野市戸隠観光施設事業会計について(意見) (報告書15ページ)</p>	<p>長野市戸隠観光施設事業会計においては、10億円を超える長期借入金の償還という課題がある。 市と指定管理者が締結している基本協定書において、施設の貸付料のほか、利益が生じた場合は、利益の40%を市に納付することとなっている。 しかしながら、本観光施設は赤字が続き、協定書に基づく市への利益精算金が確保されていない。指定管理者が協定に基づく利益精算金を生み出さないと、長期借入金の償還が見込めない状況である。 所管部局は、今後の本観光施設の経営状況を十分に見極め、次善策について早急に検討されたい。</p>	<p>平成24年度から施行される地方公営企業法の大幅改正に伴い、資本関係の組み換えが可能となることから、これにより長期借入金を解消し本会計の健全化に向け検討している。 なお、持続的に単年度損益の黒字化を図るためには、指定管理者からの施設使用料が毎年確実に見込めることが必要であるので、次期指定管理者の募集方法も含め、施設経営のあり方について検討を進めている。</p>	<p>地方公営企業法の改正により、平成24年度において、一般会計からの出資を受け一般会計からの長期借入金の全額を償還した。また資本金を減額し、累積欠損金の減額を図り、経営基盤の強化を実施した。 なお、持続的に単年度損益の黒字化を図るためには、指定管理者からの施設使用料が毎年確実に見込めることが必要のため、指定管理者・地元関係者と一体となり、効果的な誘客戦略の展開による収入の増を図ると共に経費の節減などによる収支の改善を進めている。</p>	<p>観光振興課</p>